

教 生 学 第 2 0 2 号
令和2年(2020年)7月1日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課、幼児教育課及び特別支援教育課から別添写しのとおり連絡がありましたので通知します。

本手引きは、令和元年5月に作成されましたが、このたびの改訂により、「親権者等による体罰禁止の法定化」「障がいのある子供への対応」などについて、新たに記載されました。

つきましては、虐待と疑われる事案について、学校や教育委員会等の関係者が迷いなく対応できるよう、本手引きを活用願います。

なお、本手引きについては、次のとおり当課Webページに掲載していることを申し添えます。

記

○ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版)

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/shiryou.htm>



(生徒指導(問題行動等)係)



事務連絡
令和2年6月25日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
幼児教育課
特別支援教育課

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

政府においては、児童虐待防止のための更なる対策に取り組むべく、昨年2月8日に関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定するとともに、同年3月19日には、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定したところです。

本対策では、学校や教育委員会等向けの虐待対応マニュアルを作成し、児童相談所及び警察で共有することとされているところであり、これを受けて文部科学省では、令和元年5月に厚生労働省及び警察庁等関係省庁の協力を得ながら「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表しておりましたが、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、令和2年4月から施行されたこと等を踏まえ、この度、改訂を行い、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。本手引きの活用にあたっては、令和2年1月に作成しました「学校現場における虐待防止に関する研修教材」も併せて御活用ください。

貴職におかれては、文部科学省ホームページに掲載した手引きについて自ら活用するとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた市町村担当部課にあっては所轄する学校に対して、活用の周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、本手引きについては、厚生労働省子ども家庭局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添えます。

記

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm



(参考)

- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm



(本件担当)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内3299)